

広島県水道広域連合企業団後援取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、他団体が開催する各種行事（以下「行事等」という。）に対し、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）が後援を行う場合の名義の使用承認に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「後援」とは、企業団が行事等の趣旨及び目的に賛同し、行事等の指導及び助言ができるものとする。

(後援の名義)

第3条 後援について使用を承認する名義は、「広島県水道広域連合企業団」とする。

(後援の承認基準)

第4条 後援名義等の使用承認申請に対しては、次に掲げる要件を満たす場合に承認するものとする。

(1) 主催者は、次に掲げる事項に全て該当すること。

ア 団体の組織及び運営方針が明確であり、かつ、事業遂行能力が十分にあると認められること。

イ 特定の宗教又は政党に関係のない団体等であること。

ウ 暴力団又は暴力団員と関係のない団体等であり、かつ、団体等の構成員に暴力団員が含まれないこと。

(2) 行事等の内容は、次に掲げる事項に全て該当すること。

ア 水道事業の振興を図るものであること。

イ 一般の参加者を制限し、又は排除しないこと。

ウ 特定の政治的又は宗教的な行事等でないこと。

エ 公序良俗に反するものでないこと。

オ 衛生、災害・事故防止等について十分配慮されていること。

カ 営利を目的とするものでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、前項に準ずるものとして企業長が認めるものは承認する。

(承認の申請)

第5条 企業団の後援を受けようとするものは、行事等開催日の30日前までに、広島県水道広域連合企業団後援名義使用申請書（別記様第1号）に次に掲げる書類を添えて、企業長に提出しなければならない。

(1) 行事等の収支計画書等、営利を目的としない行事等であることが証明できる書類（入場料、参加料、協賛金等を徴収する場合は、その収入が行事等の財源に充てられること等を明らかにすること。）

(2) 団体規約、会則その他これらに類するもの又は団体等の活動実績を記載した書類

- (3) 役員その他行事等関係者の氏名、役職等を明らかにする書類
- (4) 実施要領、パンフレット等、目的及び計画内容が確認できる書類
- (5) 返送先を明記し、切手を貼付した返信用封筒

(後援の承認書の交付)

第6条 企業団は、前条に規定する申請を受理したときは、申請があった日から30日以内に承認するか否かを決定し、広島県水道広域連合企業団後援名義使用承認（不承認）通知書（別記様式第2号）により通知する。ただし、第3条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

(承認の条件)

第7条 承認に際しては、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 申請時の計画に変更があった場合は、変更事項及び変更理由を記載した変更申請書を提出すること。
- (2) 事故防止、災害防止及び公衆衛生について、適切な措置を講ずるとともに、事故等が発生した場合は、速やかに企業長に報告すること。

(実績報告)

第8条 後援の名義使用の承認を受けた団体等は、行事等の完了後30日以内に、その結果を広島県水道広域連合企業団後援名義使用実績報告書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、企業長に提出しなければならない。

- (1) 行事等の収支報告書等、営利を目的としていない行事等であったことが証明できる書類（入場料、参加料、協賛金等を徴収した場合は、その収入が行事等の財源に充てられたこと等を明らかにすること。）
- (2) パンフレット、チラシ等、後援名義使用が確認できる成果物

- (3) 記録写真等

(後援の取消等)

第9条 後援の承認を受けた団体等が、次のいずれかに該当するときは、承認を取り消すものとする。

- (1) 申請書等の内容に虚偽の事項があったとき。
- (2) 第4条の規定に該当しないことが判明したとき。
- (3) その他企業長が後援を承認することが適当でないと認めるとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月17日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別記様式第1号（第5条関係）

広島県水道広域連合企業団後援名義使用申請書

年 月 日

広島県水道広域連合企業団企業長 様

【申請者】

住 所 〒
(団体所在地)
申 請 団 体 名
代表者職・氏名

下記の行事等を開催するにあたり、広島県水道広域連合企業団の後援の承認を受けたいので申請します。

行 事 名		
開 催 日 時		年 月 日 : ~ : から 年 月 日 : ~ : まで (日間)
開催場所	施 設 名	
	所 在 地	
主 催 ・ 共 催 団 体 名		
他 の 後 援 予 定 団 体		
行 事 等 目 的		
行 事 等 概 要		
対 象 (予 定 人 数)		
入 場 料		☐ 無料 ☐ 有料 ()
前 回 後 援 の 有 無		☐ 有 (年 月 日) ☐ 無
問い合わせ	担 当 者 氏 名	
	電 話 番 号	(平日の日中に連絡が取れるもの)
	メールアドレス	

【添付書類】 ☐ (1)収支計画書、☐ (2)団体規約、☐ (3)役員名簿、☐ (4)実施要領、
☐ (5)返信用封筒

別記様式第2号（第6条関係）

広島県水道広域連合企業団後援名義使用承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

広島県水道広域連合企業団企業長
(課)

年 月 日付で申請のありましたこのことについては、次のとおりです。

行 事 名	
決 定 区 分	☐ 承認する ☐ 承認しない
承認しない理由	☐ 後援取扱要綱第4条第1項第（ ）号（ ）に該当しないため
承認の条件	1 後援名義は「広島県水道広域連合企業団」を使用すること 2 申請時の計画に変更があった場合は、変更事項及び変更理由を記載した変更申請書を提出すること 3 事故防止、災害防止、公衆衛生について、適切な措置を講じるとともに、事故等が発生した場合は、速やかに企業長に報告すること 4 企業団は、経費の財政的な支援を行わないこと
実績報告	行事等完了後30日以内に、実績報告書（様式第3号）及び関係書類を提出してください。
後援の取消等	1 後援の承認を受けた団体等が、次のいずれかに該当するときは、承認を取り消すものとします。 (1) 申請書等の内容に虚偽の事項があったとき (2) 後援取扱要綱第4条の規定に該当しないことが判明したとき (3) その他、企業長が後援を承認することが適当でないと認められるとき 2 後援の取消しにより主催者に損害が生じた場合であっても、企業団において賠償等の責任を負いません。
担当部署	電話（ ） —

別記様式第3号（第8条関係）

広島県水道広域連合企業団後援名義使用実績報告書

年 月 日

広島県水道広域連合企業団企業長 様

【申請者】

住 所 〒
(団体所在地)
申 請 団 体 名
代表者職・氏名

年 月 日付で広島県水道広域連合企業団の後援名義使用の承認を受けたこのことについて、次のとおり行事等が完了したので、関係書類を添えて報告します。

行 事 名		
開 催 日 時		年 月 日 : ~ : から 年 月 日 : ~ : まで (日間)
開 催 場 所	施 設 名	
	所 在 地	
主 催 ・ 共 催 団 体 名		
他 の 後 援 予 定 団 体		
実 施 内 容		
参 加 人 数		
入 場 料		☐ 無料 ☐ 有料 ()
問 合 せ	担 当 者 氏 名	
	電 話 番 号	(平日の日中に連絡が取れるもの)
	メー ル ア ド レ ス	

【添付書類】 ☐ (1) 収支報告書、☐ (2) 後援名義使用が確認できる成果物、☐ (3) 記録写真等